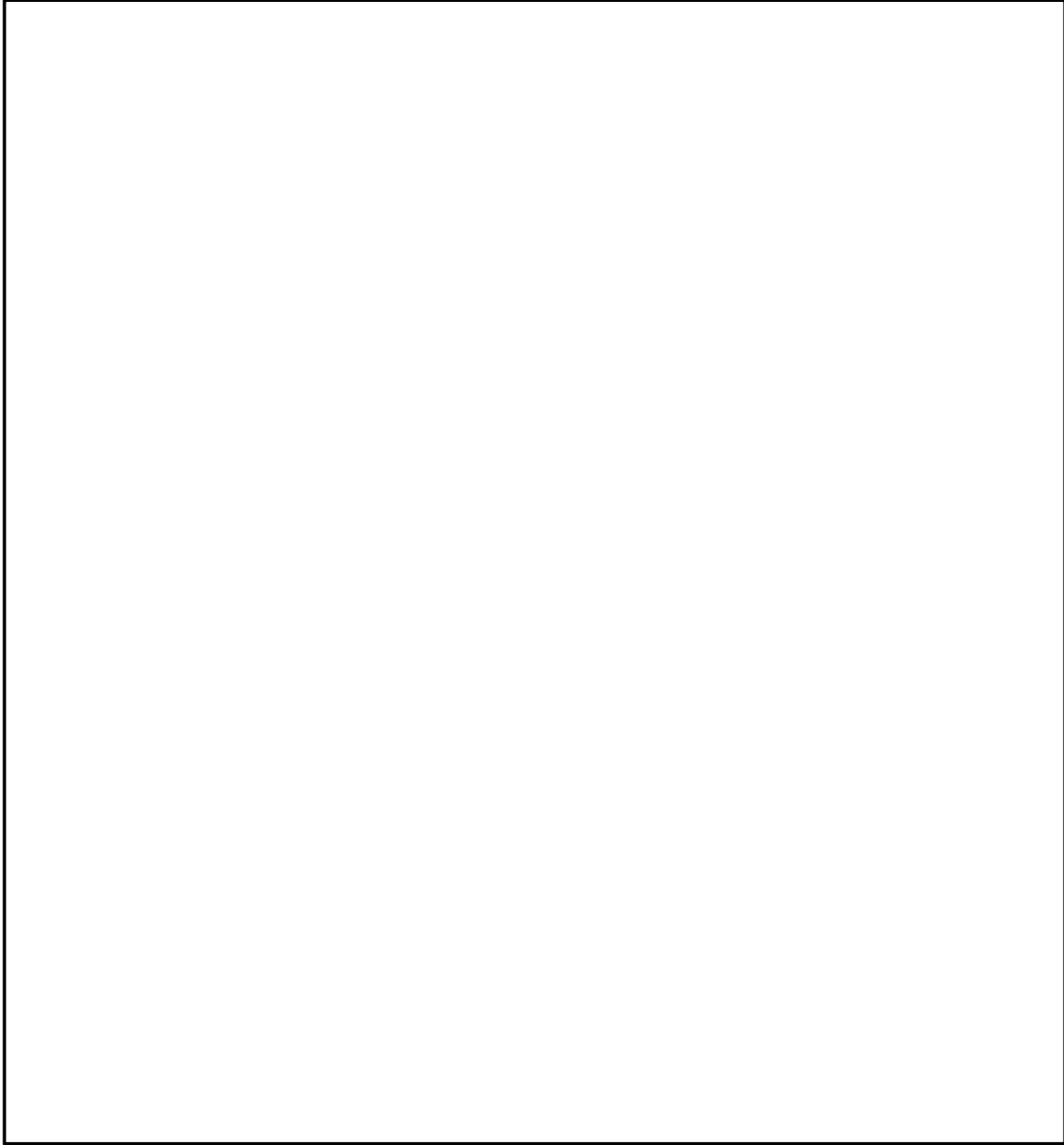


瑞穂市第2次男女共同参画基本計画 (案)

令和●年●月

瑞穂市

ごあいさつ



令和●年●月

瑞穂市長 森 和 之

目次

第1章	計画策定の趣旨と背景	1
1.	計画策定の趣旨	1
2.	計画策定の背景	2
3.	計画の位置づけ	3
4.	計画の期間	4
第2章	瑞穂市の現状	5
1.	瑞穂市の人口・世帯等の状況	5
2.	市民意識調査結果からみる瑞穂市の現状	10
第3章	瑞穂市が目指す姿	38
1.	計画の目指す姿	38
2.	計画の基本目標	38
3.	施策の体系	39
第4章	施策の内容と事業	41
	基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識を高め合うまちづくり	41
1.	男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し、意識啓発	42
2.	人権尊重意識の醸成	42
3.	男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の推進	43
	基本目標Ⅱ だれもが活躍できるまちづくり【瑞穂市女性活躍推進計画】	44
1.	政策・方針決定過程への女性の参画の促進	45
2.	男性中心型労働慣行等の変革とワーク・ライフ・バランスの推進	45
3.	雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	46
	基本目標Ⅲ だれもが安心して暮らせるまちづくり	48
1.	家庭生活・地域生活における男女共同参画の推進	49
2.	生涯を通じた健康支援	50
3.	困難な状況におかれている人々への支援	51
4.	あらゆる暴力の根絶にむけた支援【瑞穂市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画】	52
第5章	計画の推進体制	54
1.	推進組織体制	54
2.	市民と行政の協働による推進	55
	資料編	56

第1章

計画策定の趣旨と背景

1. 計画策定の趣旨

本市では、平成22年に「瑞穂市男女共同参画基本計画」及び「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画」を策定し、男女共同参画社会^{*1}の実現に向けた取組を行ってきました。

また、男女共同参画社会を取り巻く環境は少子高齢化の進展による人口減少社会の到来、ライフスタイルや世帯構造の変化等に伴い、女性の社会進出等に関連する法律が施行されるなど、大きく変化してきました。

こうした状況の下、本市でも男女共同参画の意識や取組は広まってきているものの、あらゆる分野において固定的性別役割分担意識^{*2}に基づく、性差に関する偏見や社会制度・慣行等が今なお残っており、また、家事、子育て、介護等の多くが女性の負担となっているという実態が明らかになりました。その理由として、男性中心型の労働慣行や、今なお性別による固定的な役割分担意識が根強く残っているということが考えられます。

また、ドメスティック・バイオレンス（DV）^{*3}も男女共同参画を推進する上での大きな問題となっています。被害者の多くが女性であり、DVは犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であることから、暴力根絶に向けた取組や相談体制の充実が必要です。

このように男女共同参画社会の実現には、数多くの課題が残されています。これまでの取組や市民意識調査の結果を踏まえながら、今後も引き続き男女共同参画社会の実現に向けた取組を総合的かつ計画的に推進するため、「瑞穂市男女共同参画基本計画」及び「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画」を改訂し、本計画を策定します。

^{*1} 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

^{*2} 男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けること。

^{*3} 夫婦や恋人等の婚姻の有無を問わず身近な男女間で行われる身体的・心理的暴力のこと。暴力とは、身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの、またはこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。

2. 計画策定の背景

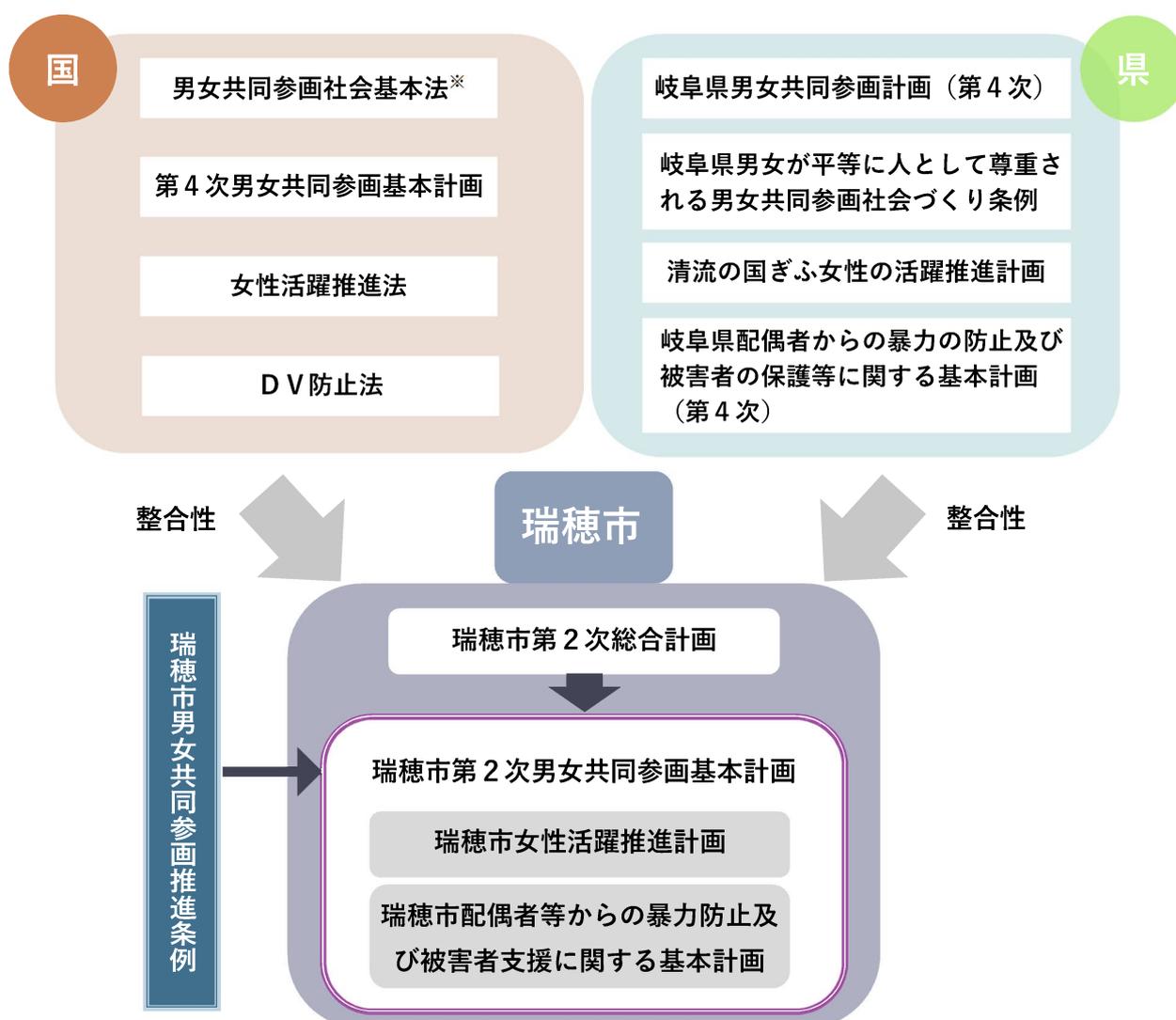
これまでわが国では、男女共同参画社会実現のため、国際社会における取組とも連動しながら、基本法に基づく男女共同参画基本計画や成長戦略等を通じたポジティブ・アクション（積極的改善措置）を始めとする様々な取組を進めてきました。その結果、近年、社会全体で女性の活躍の動きが拡大し、社会は大きく変わり始めています。

しかし一方で、長時間労働等を背景とした仕事と生活を取り巻く状況、いわゆるM字カーブ問題や働き方の二極化、女性のライフスタイルや世帯構成の変化への対応等、様々な側面からの課題が存在しています。世代を超えた男女の理解の下、それらを解決していくため、平成27年9月には女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を義務付ける、「女性の職業生活における活躍推進に関する法律（女性活躍推進法）」が成立し、同年、男性中心型労働慣行等の変革やあらゆる分野における女性の活躍などに視点を置いた「第4次男女共同参画基本計画」が策定されました。

市民の生活様式や就業形態といったライフスタイルや社会・経済の構造も大きく変化し、個人の価値観も多様化する今日、バランスのよい豊かな社会とするために、ますます加速する少子高齢化社会の中で尊厳をもって生き抜いていくためには、様々な分野において、性別にかかわらず一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、家庭を守り、地域を支え、自身を生かしていくことのできる男女共同参画社会が求められています。

3. 計画の位置づけ

- ①「瑞穂市第2次総合計画」を上位計画とし、「誰もが未来を描けるまち 瑞穂」の具体化に向け、関連する他の計画との整合性を図ります。
- ②「瑞穂市男女共同参画基本計画」は、様々な分野において男女共同参画を実現していくための施策を、市民のみなさんと一体となって総合的に推進していくための行動計画です。
- ③国の「男女共同参画基本計画」及び県の「岐阜県男女共同参画計画」との整合性に配慮して策定します。
- ④計画がより実効性のあるものとなり、客観性を持った的確な進行管理を行うために、毎年、推進審議会を開催し、進捗状況を把握、点検して、公表します。
- ⑤「瑞穂市男女共同参画基本計画」には、「瑞穂市女性活躍推進計画」「瑞穂市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画」の内容が明記されています。



* 男女共同参画社会の形成に関し基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とした法律。

4. 計画の期間

この計画の期間は、令和2年度から令和11年度までの10ヵ年と定め、前期5年、後期5年とします。なお、計画期間中に社会経済情勢の変化があった場合は、必要に応じて計画の見直しを行います。



第2章

瑞穂市の現状

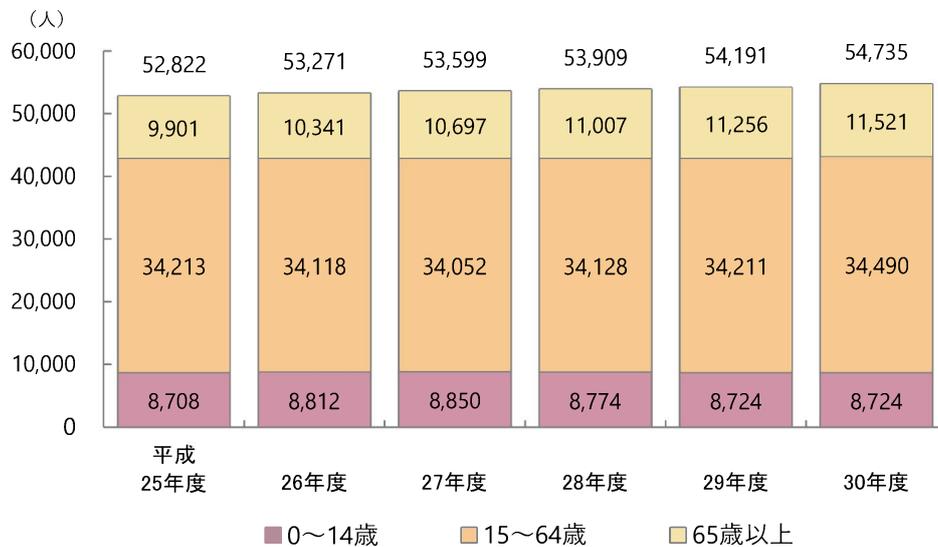
1. 瑞穂市の人口・世帯等の状況

(1) 人口の状況

近年、少子高齢化や人口減少が進行する中、本市の人口は増加傾向にあり、平成30年度末では54,735人となっています。また、「年少人口（15歳未満）」「生産年齢人口（15～64歳）」「高齢者人口（65歳以上）」のいずれも増加傾向を示しており、今後も増加傾向が続くものと見込まれます。

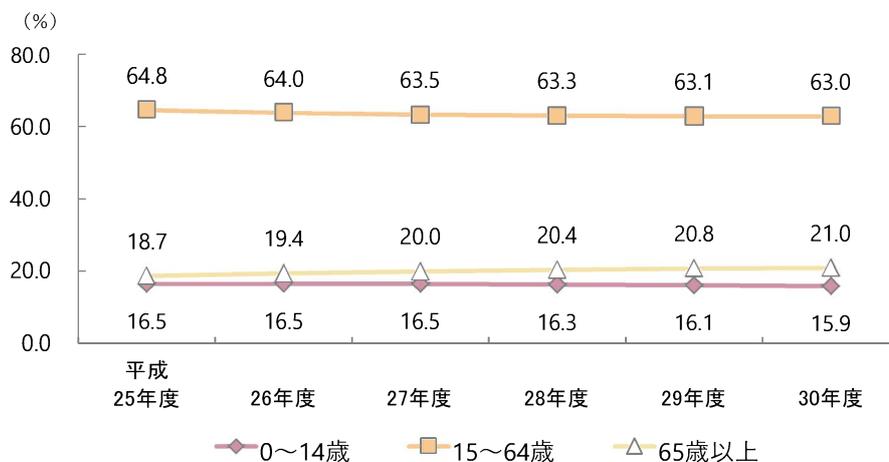
また、年齢3区分別人口比率では、「年少人口（15歳未満）」「生産年齢人口（15～64歳）」「高齢者人口（65歳以上）」ともに横ばいとなっています。

図表1 年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

図表2 年齢3区分別人口比率

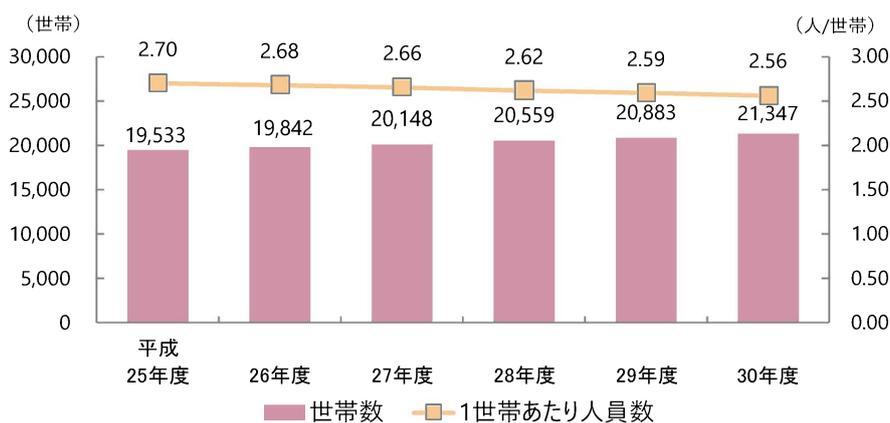


資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

(2) 世帯の状況

本市の世帯数は増加傾向を示しており、平成30年度末では21,347世帯となっています。また、世帯が増加する一方、世帯を構成する人員は減少傾向にあり、平成31年度では1世帯あたり2.56人となっており、平成25年度末と比較すると0.14人の減少となっています。

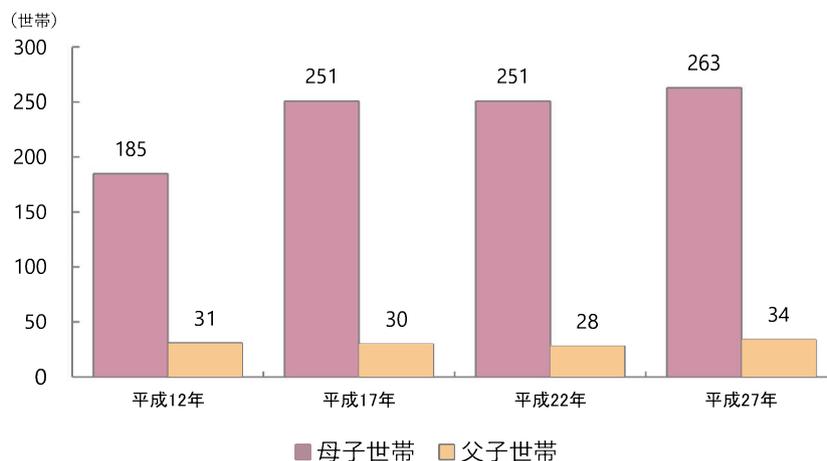
図表3 世帯数、平均世帯人員の推移



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

母子世帯数・父子世帯数をみると、母子世帯は平成17年以降250世帯前後で、父子世帯は30世帯前後で推移しています。

図表4 母子・父子世帯数の推移

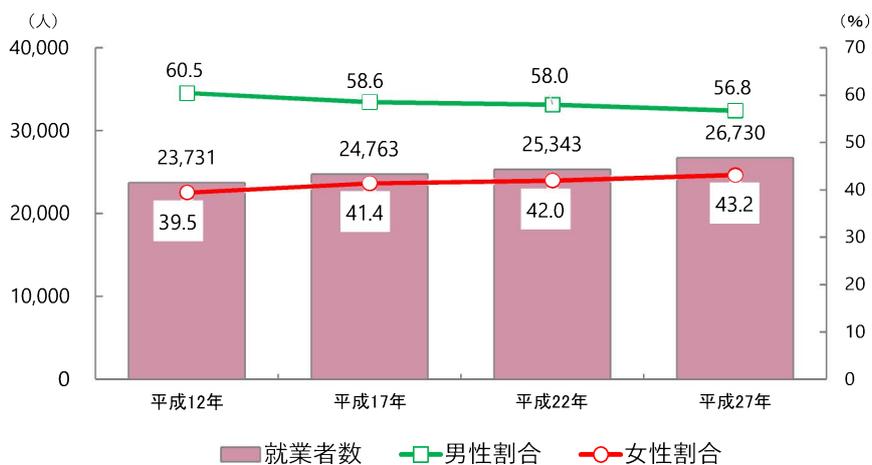


資料：国勢調査

(3) 就業者数

本市の就業者数は増加傾向にあり、平成27年では26,730人となっています。就業者数に占める男女比は、平成27年では男性が56.8%、女性が43.2%となっており、平成12年以降女性の占める割合は増加傾向にあります。

図表5 就業者数の推移



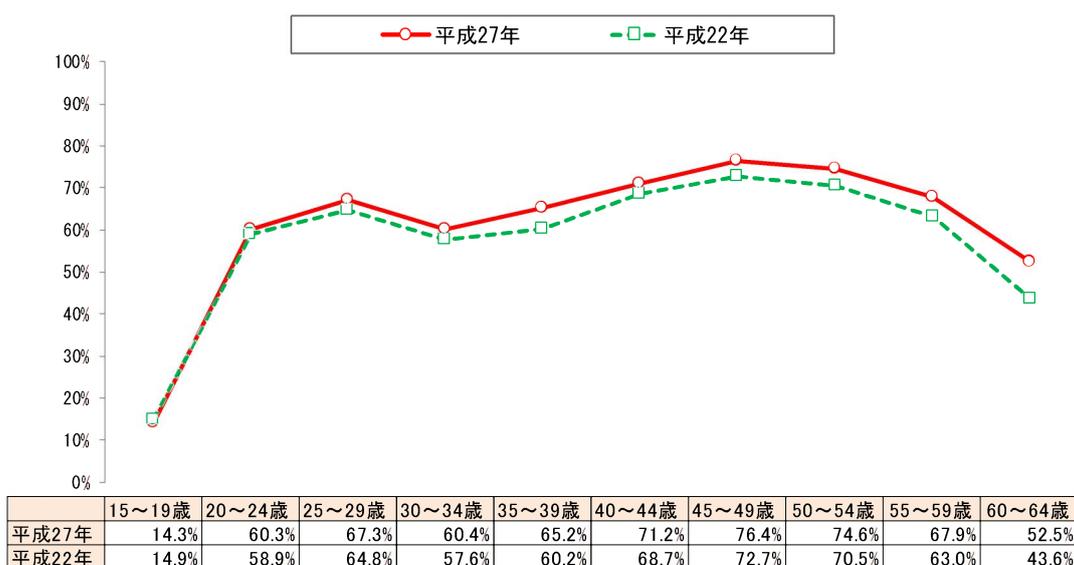
資料：国勢調査

(4) 女性の労働力

平成 27 年における本市の女性の年齢別の労働力率をみると、5 年前の平成 22 年に比べていずれの年齢層でも労働力率は上昇傾向にあります。

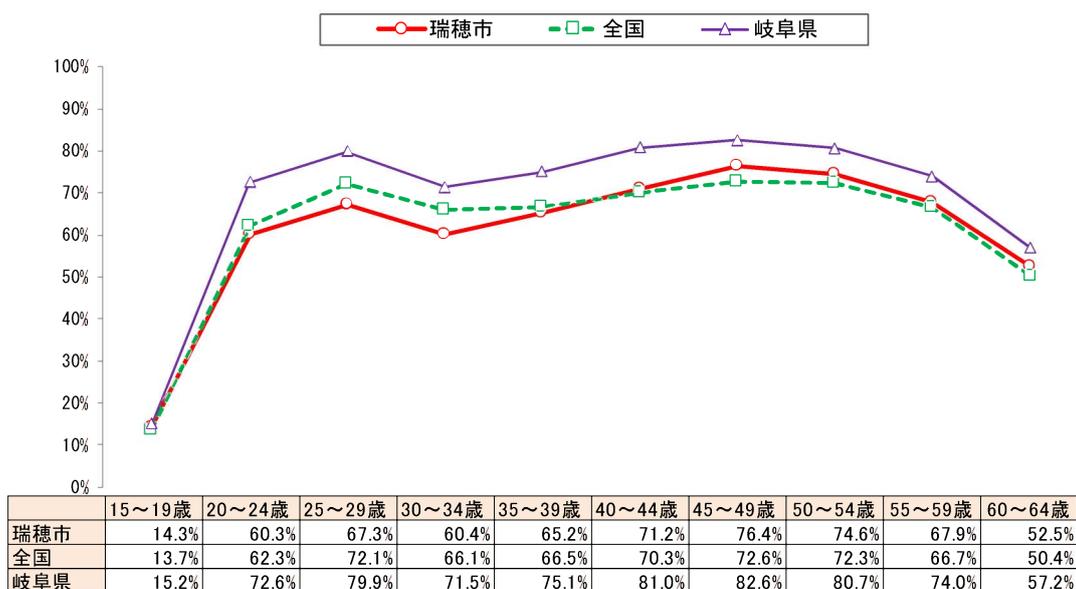
一方で、女性の年齢別労働力率比較をみると、20 代や 30 代の労働力率が全国や県に比べて低くなっています。

図表 6 女性の年齢別労働力率の推移



資料：国勢調査

図表 7 女性の年齢別労働力率比較（全国・岐阜県）

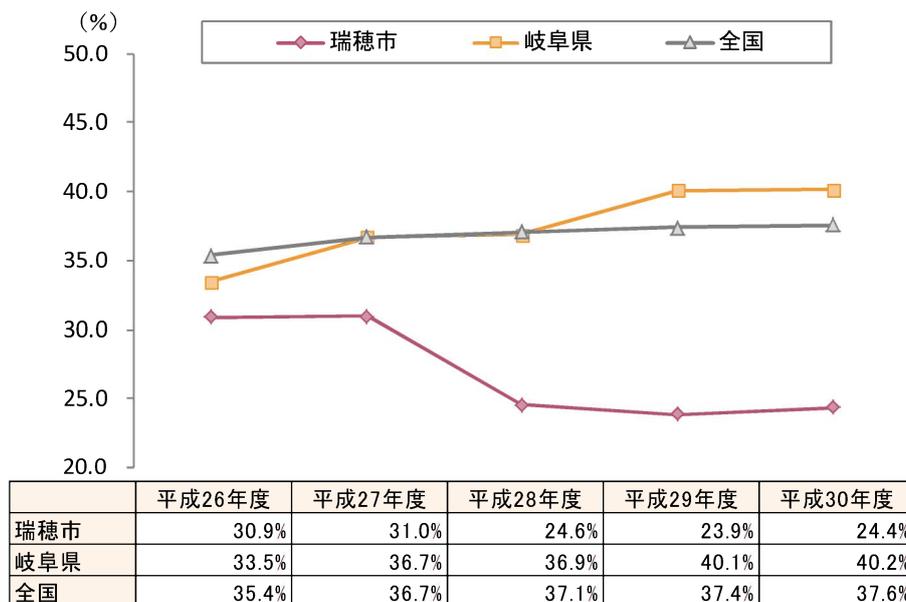


資料：国勢調査

(5) 政策・方針決定の場における男女共同参画の状況

本市の審議会等における女性委員の割合をみると、平成27年度では31.0%でしたが、平成28年度以降減少傾向にあります。また、国や岐阜県と比較すると、低い割合で推移しています。

図表8 審議会等における女性委員の割合比較（全国・岐阜県）



参考： 岐阜県：地方公共団体における男女共同参画の形成は女性に関する施策の進捗状況調べ
 全国：国の審議会等における女性委員の参画状況調べ

<参考> 瑞穂市の職員等における女性の割合（各年度4月1日時点）

	平成27年度			平成28年度			平成29年度		
	総数 (人)	うち女性数 (人)	女性比率 (%)	総数 (人)	うち女性数 (人)	女性比率 (%)	総数 (人)	うち女性数 (人)	女性比率 (%)
職員数	407	183	45.0	403	181	44.9	409	183	44.7
うち管理職総数	33	3	9.1	35	3	8.6	35	3	8.6
うち課長補佐相当職	101	40	39.6	102	41	40.2	99	38	38.4
うち係長相当職	86	46	53.5	79	38	48.1	85	36	42.4
市議会議員数	18	2	11.1	18	1	5.6	18	1	5.6
自治会長数	98	3	3.1	98	4	4.1	98	4	4.1

	平成30年度			平成31年度		
	総数 (人)	うち女性数 (人)	女性比率 (%)	総数 (人)	うち女性数 (人)	女性比率 (%)
職員数	407	184	45.2	337	183	54.3
うち管理職総数	35	4	11.4	38	4	10.5
うち課長補佐相当職	101	38	37.6	93	37	39.8
うち係長相当職	86	36	41.9	61	37	60.7
市議会議員数	18	1	5.6	18	1	5.6
自治会長数	98	5	5.1	98	5	5.1

※職員は教育職を含む行政職及び医療職の合計（単労職を除いた職員）

2. 市民意識調査結果からみる瑞穂市の現状

調査概要

●調査の目的

「瑞穂市第2次男女共同参画基本計画」の策定にあたり、瑞穂市における社会参加への現状ならびに社会活動に関する参画の機会に対するニーズ、男女平等ならびに女性の人権に対する意識等について把握し、計画策定の基礎資料として、調査を実施するものです。

●調査方法等

- ・調査対象 市民：瑞穂市在住の満18歳以上70歳未満の方を無作為抽出
事業所：瑞穂市商工会に所属する事業所
- ・調査期間 市民：平成31年1月15日から平成31年1月31日
事業所：平成30年11月30日から平成30年12月26日
- ・調査方法 郵送による配布・回収

●回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
市民	2,000通	643通	32.2%
事業所	836通	101通	12.1%

●調査結果の表示方法

- ・回答は各質問の回答者数（N）を基数とした百分率（%）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- ・複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。
- ・クロス集計の場合、無回答を排除しているため、クロス集計の有効回答数の合計と単純集計（全体）の有効回答数が合致しないことがあります。なお、クロス集計とは、複数項目の組み合わせで分類した集計のことで、複数の質問項目を交差して並べ、表やグラフを作成することにより、その相互の関係を明らかにするための集計方法です。
- ・調査結果を図表にて表示していますが、グラフ以外の表は、最も高い割合のものを  で網かけをしています。（無回答を除く）
- ・岐阜県の数字については「男女共同参画に関する県民意識調査報告書（平成30年1月）」より記載しています。

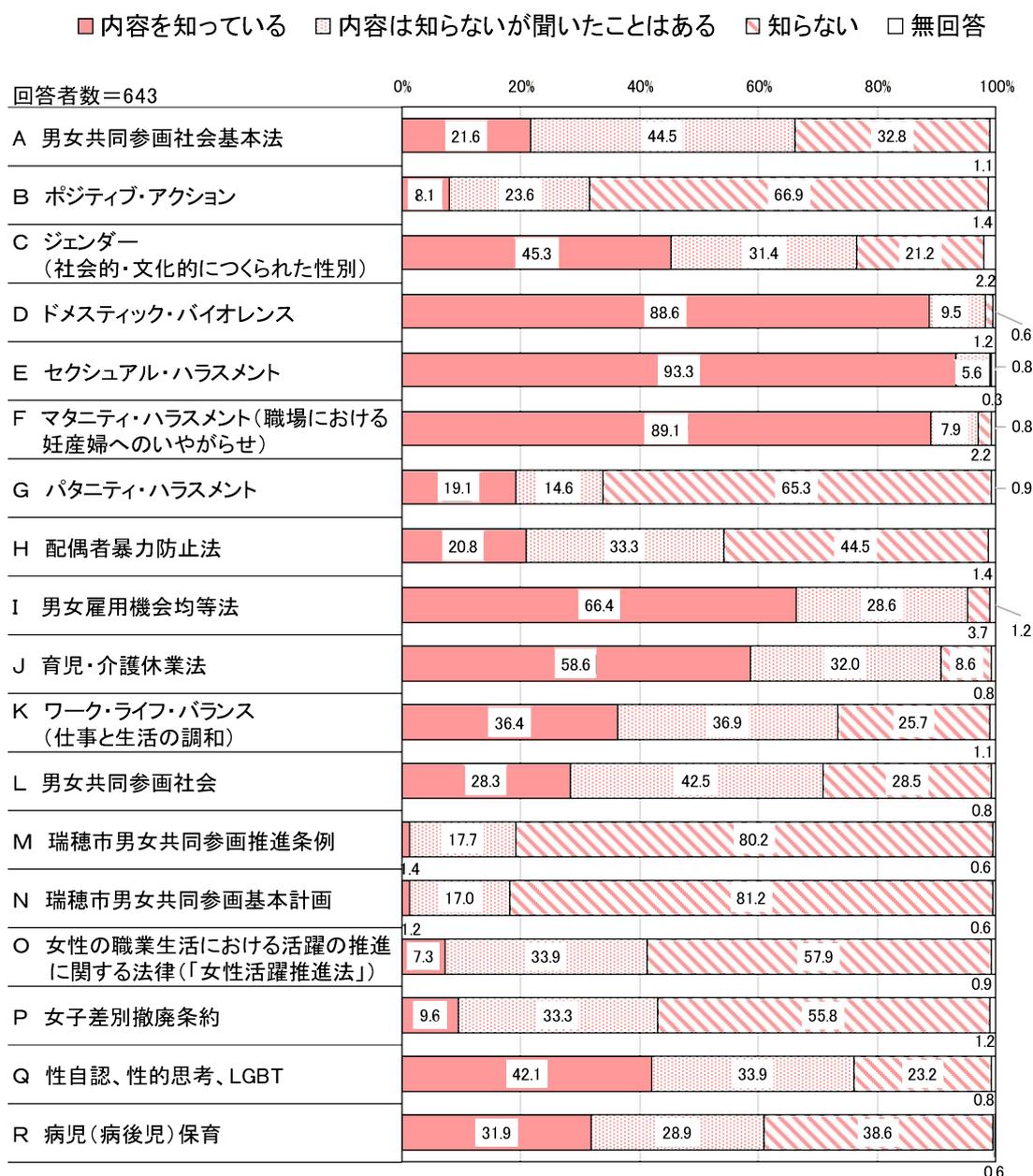
(1) 男女平等に関する用語の認知度について

男女平等に関する用語の認知度については、『ドメスティック・バイオレンス』『セクシュアル・ハラスメント』『マタニティ・ハラスメント』で「内容を知っている」の割合が高く約9割となっています。

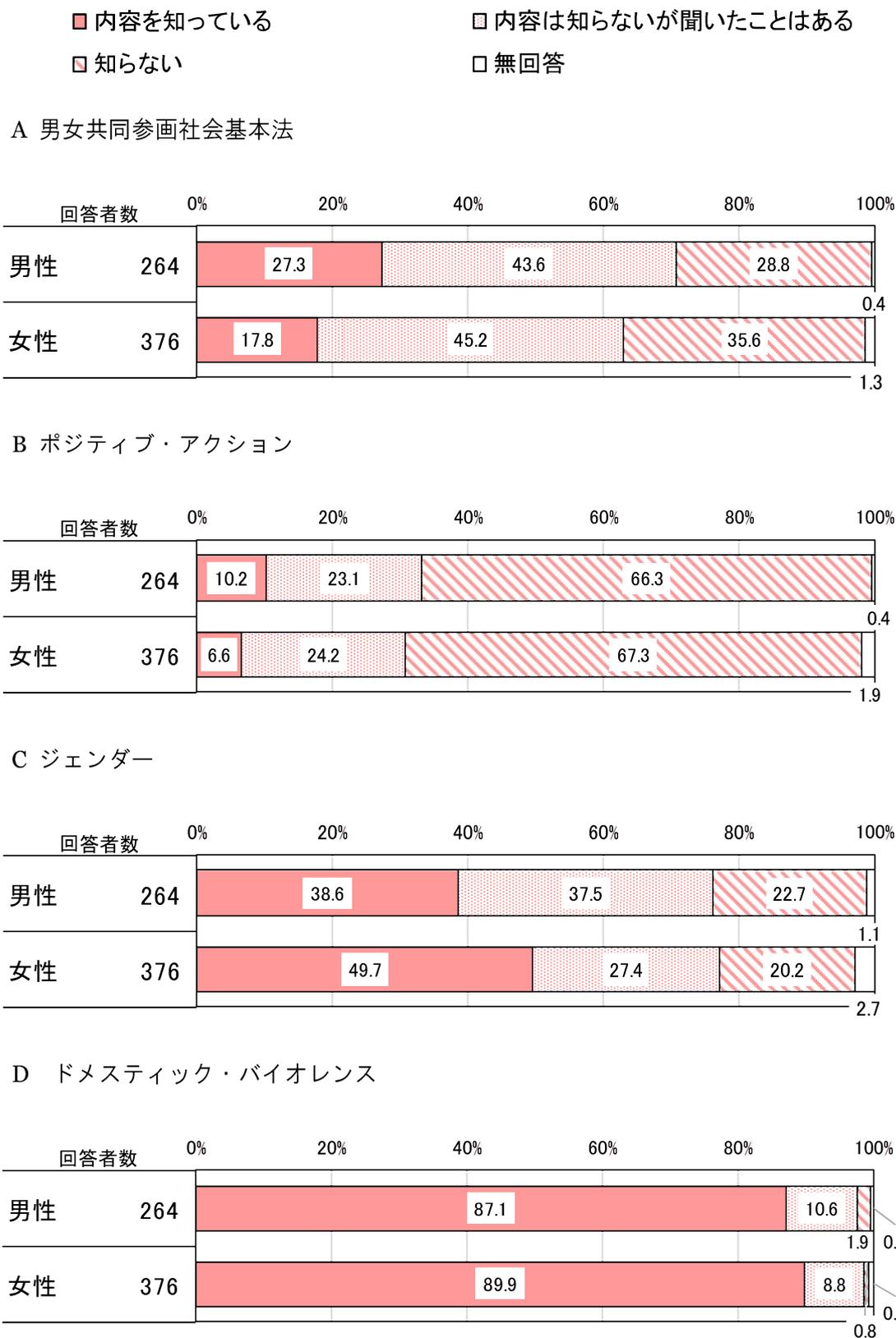
一方で、『瑞穂市男女共同参画推進条例』『瑞穂市男女共同参画基本計画』で「知らない」の割合が高く、認知度が低くなっています。

男女別でみると、男性は女性と比べ条約や法律についての認知度が高くなっており、『女性活躍推進法』については、女性の認知度は4割以下と低くなっています。

図表9 男女平等に関する用語の認知度

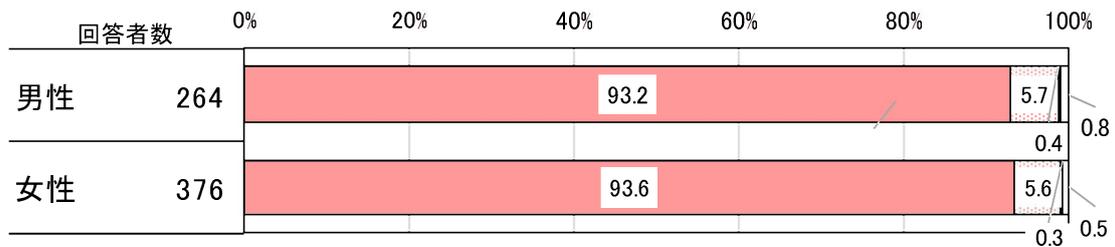


図表10 性別ごとの男女平等に関する用語の認知度

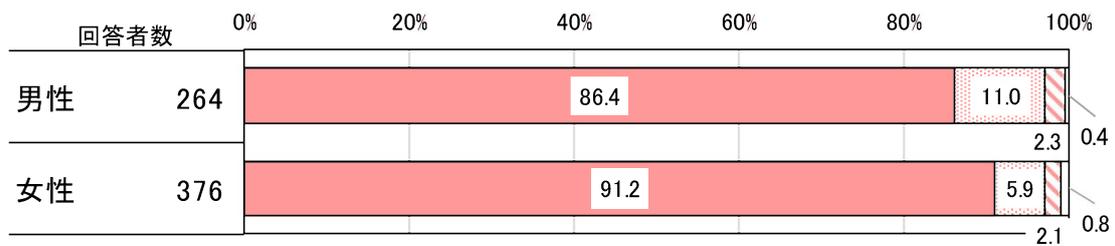


- 内容を知っている
- 内容は知らないが聞いたことはある
- 知らない
- 無回答

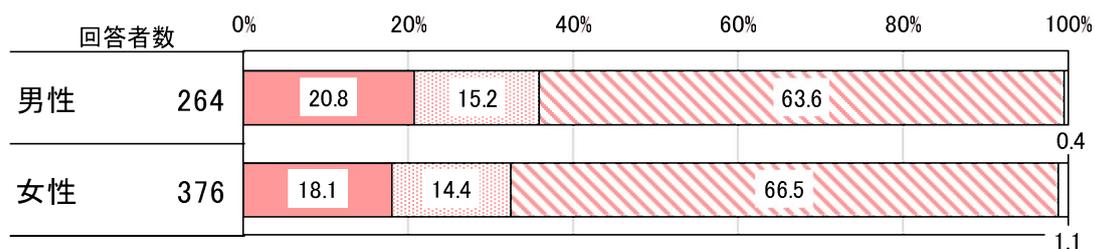
E セクシュアル・ハラスメント



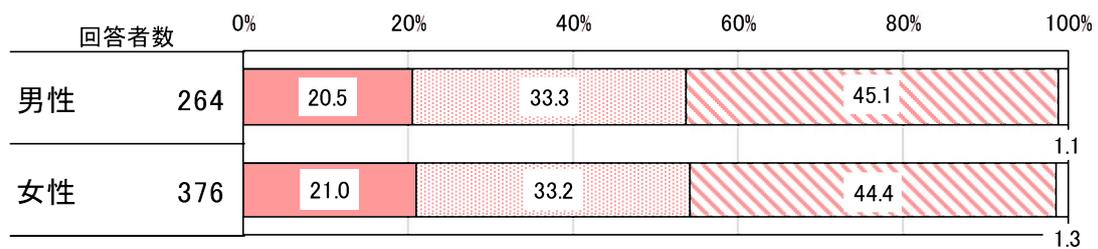
F マタニティ・ハラスメント



G パタニティ・ハラスメント



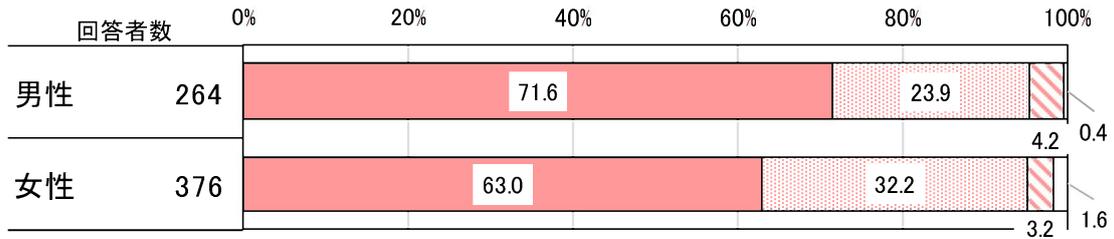
H 配偶者暴力防止法



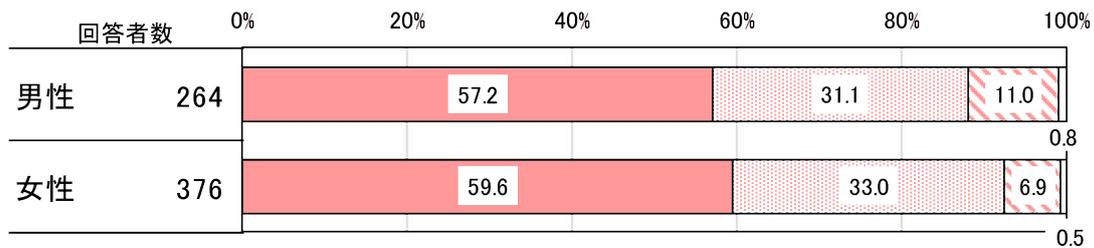
■ 内容を知っている
□ 知らない

▨ 内容は知らないが聞いたことはある
□ 無回答

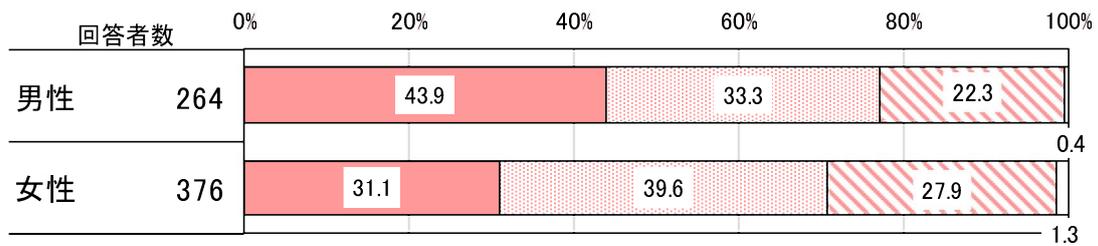
I 男女雇用機会均等法



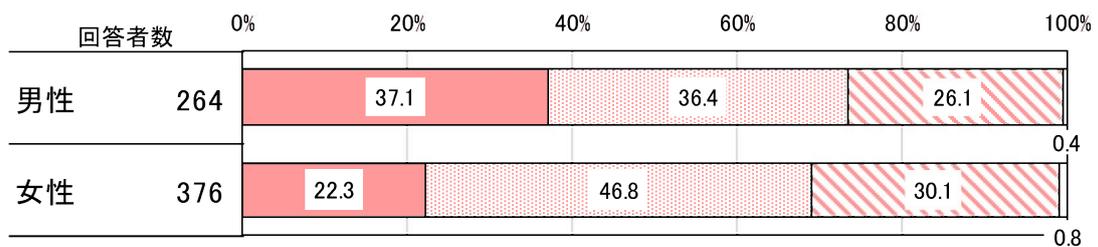
J 育児・介護休業法



K ワーク・ライフ・バランス

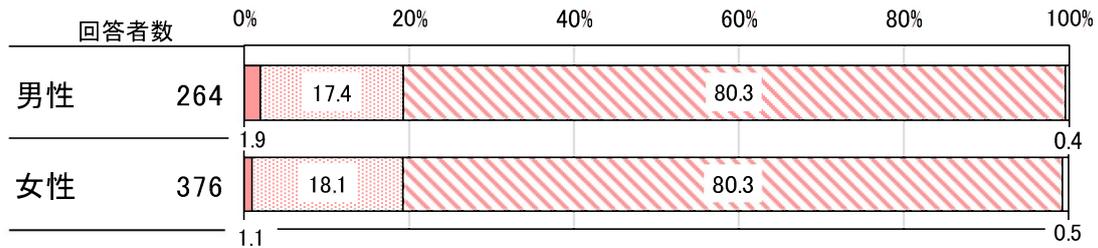


L 男女共同参画社会

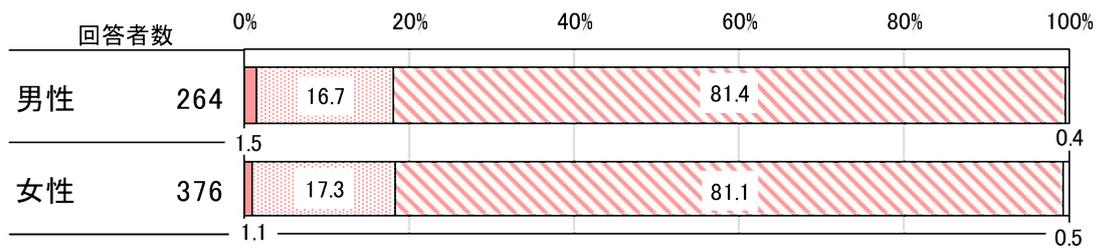


- 内容を知っている
- 内容は知らないが聞いたことはある
- 知らない
- 無回答

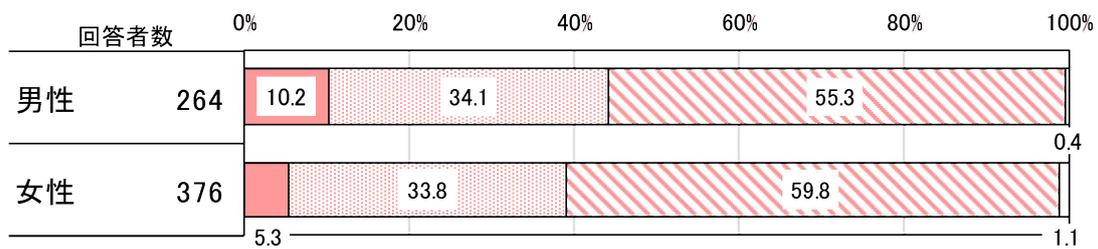
M 瑞穂市男女共同参画推進条例



N 瑞穂市男女共同参画基本計画

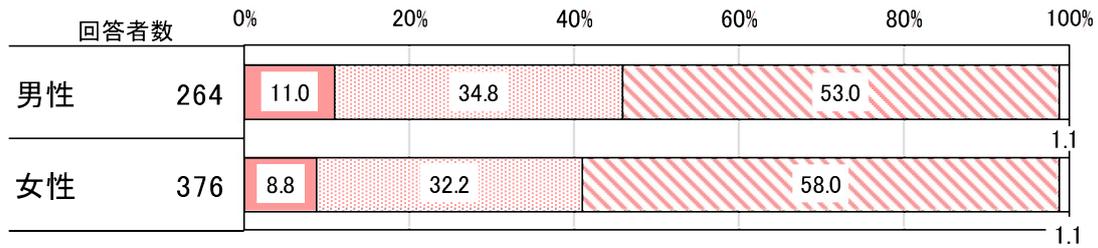


O 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（「女性活躍推進法」）



- 内容を知っている
- 内容は知らないが聞いたことはある
- 知らない
- 無回答

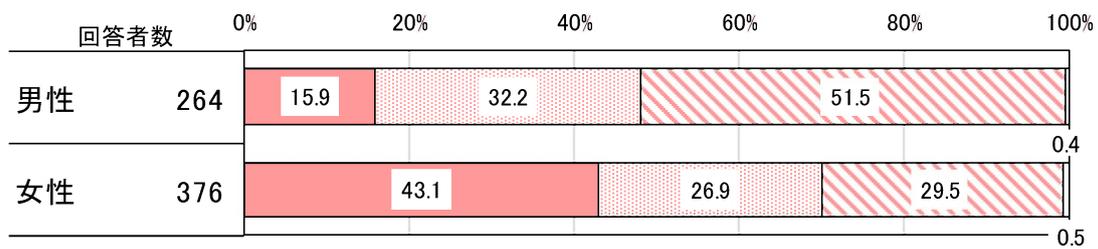
P 女子差別撤廃条約



Q 性自認、性的指向、LGBT



R 病児（病後児）保育



男女平等に関する用語解説

A	男女共同参画社会基本法	男女共同参画社会の形成を推進することを目的とした法律
B	ポジティブ・アクション	職場における男女の差を解消するために企業が行う自主的かつ積極的な取組
C	ジェンダー	社会的・文化的につくられた性別
D	ドメスティック・バイオレンス	家庭内及び親密な男女間における暴力
E	セクシュアル・ハラスメント	身体への不必要な接触、性的関係の強要などの様々な性的いやがらせ
F	マタニティ・ハラスメント	職場における妊産婦へのいやがらせ
G	パタニティ・ハラスメント	育児に関する制度を利用する男性へのいやがらせ
H	配偶者暴力防止法	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護・支援を目的とした法律
I	男女雇用機会均等法	職場における男女の差別を禁止し、平等に扱うことを定めた法律
J	育児・介護休業法	育児や介護のための休業制度について定める法律
K	ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和 仕事、家庭生活、地域生活など、様々な活動について、自らが希望するバランスで展開できる状態
L	男女共同参画社会	男女がお互いを尊重し、あらゆる分野で性別に関わらず個性や能力を発揮し、喜びや責任を分かち合える社会
M	瑞穂市男女共同参画推進条例	男女が一人ひとりの個性や能力を十分に発揮できるまちを目指して制定された条例
N	瑞穂市男女共同参画基本計画	瑞穂市の男女挙動参画施策を総合的・計画的に推進するために策定された計画
O	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（「女性活躍推進法」）	職場での活躍を望む女性が力を発揮できる社会づくりを目的とした法律
P	女子差別撤廃条約	様々な分野での女性差別の根絶と男女同一の権利の確保を目的とした条約
Q	性自認、性的指向、LGBT	性自認　：自分の性別をどのように認識しているかということ 性的指向：どの性別の人を好きになるかということ LGBT　　：性的少数者
R	病児（病後児）保育	病気や回復期の子どもの保育を看護師や保育士が保護者になり一時的に行うこと